

# 主婦 パイロット

魚介類の電話勧誘販売をめぐるトラブルが多くなる季節です。注意してください。

【事例1】▼同居している高齢の義母が、2万円のエビやホタテを勧められて了解し、代金引換で商品が届いた。業者からの確認の電話で、次は力二の購入を了解してしまった。家族が業者に解約を求めたが、商品は送られ、仕方なく代金を支払った。その後、義母から「また電話があり、力二が届く。いらないのでやめた」と相談された。業者に電話をしたが、「〇日に注文を受けた。解約できない」と言う。〇日は、義母は入院していたので注文はありえない。今回届く分は解約し、今後は勧誘をやめてほしい。

【アドバイス】契約者が入院中に注文を受けたと言うなど、業者に不審な点があります。アイネスで申し出る必要があります。

スであつせんした結果、解約となり、今後は勧誘をやめるとの了解を得ました。電話勧誘販売について、契約者が書面で申し出る必要があります。

【事例2】▼高齢者に遭わないために

高齢者への勧誘が多く見受けられるので、家族や周囲の人々が見守るようになります。トラブルに遭った時や心配な時は、最寄りの市町村の消費生活相談窓口やアイネスに相談してください。(県消費生活・男女共同参画プラザ)アイネス、☎097-5534-

## 高齢者の見守り必要

高齢の母が力二の購入を勧められ、暖昧な返事をしたようだ。送ってきた場合、断りたいがどのようないか。契約書が届いて8日以内であれば、クーリングオフができる。契約書は商品に同封されている場合や、事前に契約書面だけ届く場合があるので注意が必要です。

【トラブルに遭わないために】電話勧誘販売は、不要ならきっぱりと断りましょう。クーリングオフについての確認も大切です。

高齢者への勧誘が多く見受けられるので、家族や周囲の人々が見守るようになります。トラブルに遭った時や心配な時は、最寄りの市町村の消費生活相談窓口やアイネスに相談してください。(県消費生活・男女共同参画プラザ)アイネス、☎097-5534-